

地下水を採取する事業者のみなさまへ

令和5年6月1日

地下水の過剰採取は、地盤沈下、地下水の枯渇、塩水化等の地下水障害を引き起こし、私たちの生活環境に大きな影響を及ぼします。特に、地盤沈下の主な原因是地下水の過剰採取であると広く認識されています。

そこで神奈川県では、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」（県条例）により、地盤沈下が生じている地域またはそのおそれのある地域（指定地域）における地下水採取の規制を行うとともに、指定地域の周辺地域における地下水採取量の報告等を義務付けています。

県条例：地下水採取の規制

対象地域：（指定地域）平塚市、茅ヶ崎市、海老名市、寒川町、厚木市（一部）

内容：指定地域内で、一定規模以上の揚水施設（井戸）を設置し地下水を採取する事業者は、許可、届出等が必要 ⇒ 詳細は裏面へ

県条例：地下水採取量等の報告等

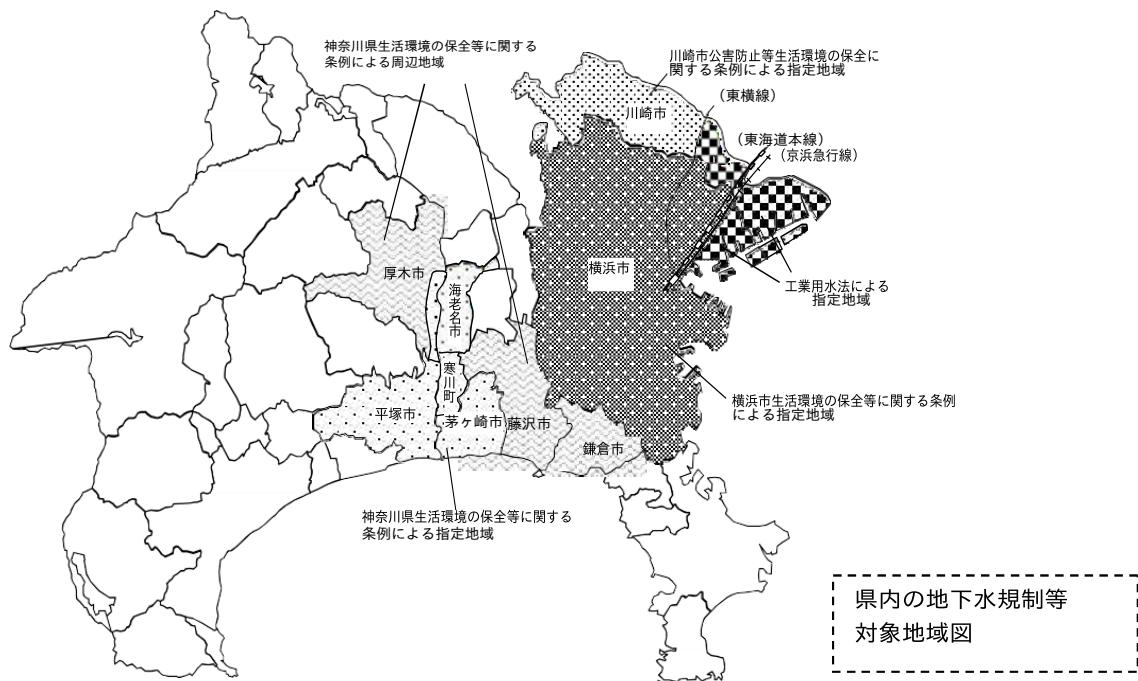
対象地域：（指定地域）平塚市、茅ヶ崎市、海老名市、寒川町、厚木市（一部）

（周辺地域）鎌倉市、藤沢市、厚木市（指定地域以外）

内容：指定地域内及び指定地域の周辺地域内で、一定規模以上の揚水施設（井戸）を用いて地下水を採取する事業者は、地下水採取量等の報告等が必要 ⇒ 詳細は裏面へ

横浜市・川崎市における地下水採取の規制

横浜市・川崎市では、各市の条例及び工業用水法により、地下水採取の規制が行われています。詳細は、「横浜市環境創造局環境保全部水・土壤環境課」・「川崎市環境局環境対策部環境保全課」にお問い合わせください。



県条例：地下水採取の許可

○ 許可が必要となる揚水施設

揚水機の吐出口の断面積の合計(*)が 6 cm^2 を超える場合

(*)揚水施設（井戸）が複数ある場合は、全ての吐出口の断面積の合計値

○ 許可の基準

原則として次の基準すべてに適合することが必要です。

① 扬水機の吐出口の断面積の合計が 22 cm^2 以下であること。

② 扬水機を設置する井戸のストレーナーの地表面からの位置が 100 m より深いこと。

③ 扬水機の原動機の定格出力が 2.2 kW 以下であること。（井戸の全揚程が 50 m 以深の場合は 3.7 kW 以下であること。）

○ 許可を受けた後の手続

許可を受けた後は、地下水採取開始の届出を行うこととされており、必要に応じ地下水採取に係る変更許可申請又は変更届出※、地下水採取廃止届出などの手続が求められます。

※令和2年10月から、次の変更については、（変更許可ではなく）届出による手続となりました。

- 既に許可を受けた揚水施設の数を減らす変更
- 地下水の採取予定量を減らす変更（揚水施設の構造に変更を加える場合にあっては、揚水機の吐出口の断面積の合計を小さくする変更又は揚水機の原動機の定格出力を下げる変更に限る。）
- 条例に規定する用途または目的への変更

県条例：地下水採取量等の測定・記録・報告

○ 報告等が必要な揚水施設

揚水機の吐出口の断面積の合計(*)が 6 cm^2 を超える場合

(*)揚水施設（井戸）が複数ある場合は、全ての吐出口の断面積の合計値

○ 測定・記録・報告の内容

対象地域	測定・記録・報告の項目
(指定地域) 平塚市、茅ヶ崎市、 海老名市、寒川町、 厚木市（一部）	地下水の採取量、 揚水水位、静止水位 特別水位（8月10日及び16日、12月29日及び翌年1月4日の水位） 自由地下水位（採取量 250 m^3 /日以上のものに限る。）
(周辺地域) 鎌倉市、藤沢市、 厚木市（指定地域以外）	地下水の採取量

【問合せ先】

地 域	担当窓口	電話番号
指 定 地 域	平 塚 市 平塚市環境部環境保全課	0463-23-1111(代表)
	茅ヶ崎市 茅ヶ崎市環境部環境保全課	0467-82-1111(代表)
	海老名市 神奈川県県央地域県政総合センター環境部環境保全課	046-224-1111(代表)
	寒 川 町 神奈川県湘南地域県政総合センター環境部環境保全課	0463-22-2711(代表)
周 辺 地 域	厚 木 市 厚木市環境農政部生活環境課	046-223-1511(代表)
	藤 沢 市 藤沢市環境部環境保全課	0466-25-1111(代表)
	鎌 倉 市 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター環境部環境課	046-823-0210(代表)